

平成25年度

自動車事故医療体制整備事業
(短期入所協力事業)

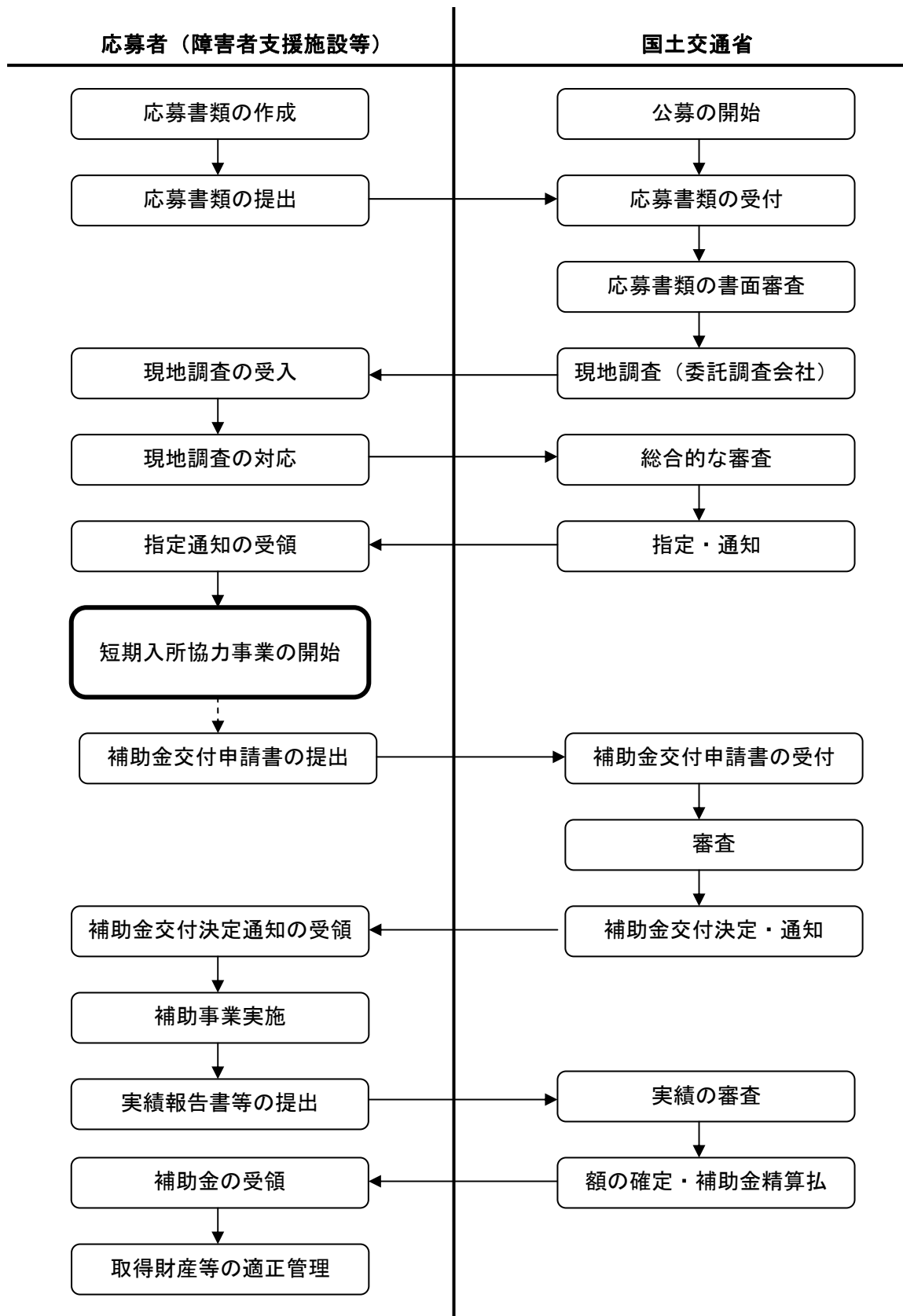
募 集 要 領

平成25年6月

国 土 交 通 省

自動車局 保障制度参事官室

短期入所協力事業の流れ



1. 事業の趣旨

これまで、国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA（ナスバ））は、相互に連携を図ることにより、自動車事故により重度後遺障害者（＝ナスバ介護料受給資格者。以下同じ。）となり在宅介護を受けられている方々の短期入院を積極的に受け入れる病院を「短期入院協力病院」として指定し、短期入院における環境整備を率先して進めております。

短期入院協力病院では、重度後遺障害者にとっては、定期的に医療機関において適切な診療や検査を受けることができるとともに、介護を行う家族にとっては、在宅介護の技術やケアの方法等について、専門家から助言・指導を受けることができます。

一方、自動車事故によって、在宅で療養生活を送っている重度後遺障害者の介護を行う家族にとっては、介護する家族が一時的に介護困難となった場合や介護からの一時的な休息を得る場合等の一時的な受け入れ先の確保も必要です。

そこで、国土交通省では、介護する家族が重度後遺障害者を安心・安全に短期入所させるための環境が整っている障害者支援施設等を「短期入所協力施設」として指定するための公募を行います。

2. 応募者

応募者は、次の（１）から（５）までの全ての要件を満たしている者としてします。

（１）施設

- ア. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法という。以下、同じ。）に基づく「障害者支援施設等」であること。
- イ. 障害者総合支援法に基づく「短期入所」の基準を満たす施設であって、当該サービスを行っていること。ただし、障害者支援施設以外（ケアホーム等）の施設にあっては、「生活介護」のサービスを行っていること。
- ウ. 東京都、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県に在る施設であること。

（２）規模

短期入所を受け入れるための定員数が確保されていること。

（３）職員等の体制

- ア. 日中の人員体制において、「短期入所」に必要な施設職員（看護師、介護職員等）が確保されていること。
- イ. 夜間の人員態勢において、喀痰吸引等の医療行為の対応可能な施設職員が確保されていること。
- ウ. 24時間、連携の取れる医療機関がある、または医師がいること。

(4) 施設の意欲

事業主を始めとする施設関係者において、積極的に在宅重度後遺障害者の短期入所を受け入れる意欲があること。また、積極的に喀痰吸引等の研修を受講する意欲があること。

(5) 在宅重度後遺障害者への理解

施設職員において、在宅重度後遺障害者の症状や在宅療養に関する理解及び経験があること。

3. 自動車事故対策費補助金制度

短期入所協力施設として指定された障害者支援施設等に対して、在宅重度後遺障害者の短期入所の受入体制の整備及び強化のための補助金制度があります。

(1) 補助対象事業

ア. 入所施設支援費

特殊浴槽、褥瘡予防対策用具、痰吸引装置、介護用リフト等、主に短期入所する介護料受給資格者が使用する医療器具・用具等の導入費

イ. 利用促進等事務費

重度後遺障害者の症状を理解するためなどのナスバ療護センター等主催の研修や講習（講演）の参加等に係る経費、備品類（上記ア. 入所施設支援費以外）の導入費、広報活動費

(2) 補助期間

補助金の交付を受けることができる事業の期間は、交付決定日から平成26年3月末日までの期間に完了するものとします。

(3) 補助率等

補助率は定額となります。また、補助金の額（上限額）については、予算枠及び指定施設数等を踏まえ、応募申請額に対して調整の上、決定させていただきます。

※ 短期入所協力事業

予算額 16,500千円（1施設あたり上限2,500～3,000千円程度）

4. 受入実績の報告

短期入所協力施設に指定された施設には、毎年度、重度後遺障害者の受入実績の報告が必要となります。

5. 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力

短期入所協力施設に指定された施設には、必要の都度、当該事業に関する調査等のため、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

6. 応募方法

以下の書類3部（正：1部、写：2部）を募集期間内に郵送により提出してください。
なお、提出頂いた応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

（1）応募に必要な書類

- ①応募申請書【募集要領様式】
- ②申請者の営む主な事業及びその内容がわかる書類（パンフレット等）
- ③直近の応募施設に係る事業報告書
- ④直近の応募施設に係る決算書及び施設経営法人に係る決算書

（2）募集期間

平成25年6月3日（月）から平成25年6月28日（金）まで【必着】

7. 選定方法等

（1）選定基準

提出された応募書類による書面審査及び委託調査会社による現地調査により、要件への適合性や事業実施の意欲等総合的な審査を行い、短期入所協力施設を選定します。審査期間中は、施設へ委託調査会社が直接訪問し、ヒアリングを行いますので、あらかじめご承知置きください。

なお、短期入所協力施設の選定にあたっては、本事業の受入対象者である在宅重度後遺障害者の居所を鑑みて、地域的なバランスを考慮します。

（2）選定結果

結果については、書面により通知します。また、指定後、施設の概要について、国土交通省ホームページで公表するとともに、ナスバを通じて重度後遺障害者に対して周知いたします。

8. その他留意事項

今回の募集による選定は、補助金の交付を確約したものではありません。選定の結果、短期入所協力施設に指定された場合には、その後、交付要綱に基づく補助金の交付申請手続きを行って頂きます。当省は、提出された交付申請書の内容を審査した上で、適当と認められるものについて交付決定を行い、事業者へ通知します。事業者は、交付決定通知の受領後、補助事業を開始（着手）することが可能となります。

9. 問い合わせ先・応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局保障制度参事官室 被害者対策係 担当：池澤、毛利

電話 03-5253-8111（内線41418） FAX 03-5253-1638